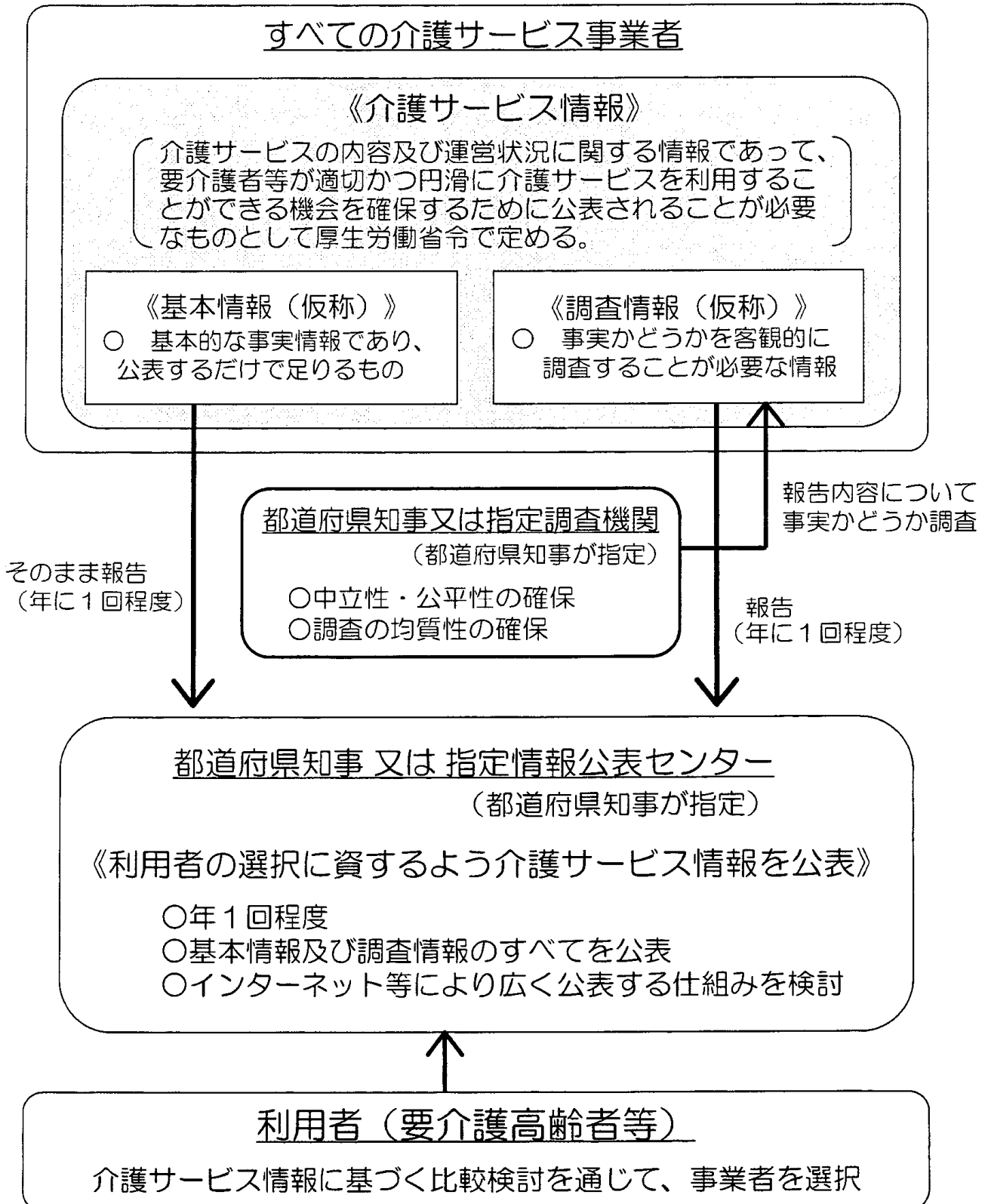


サービスの質の向上

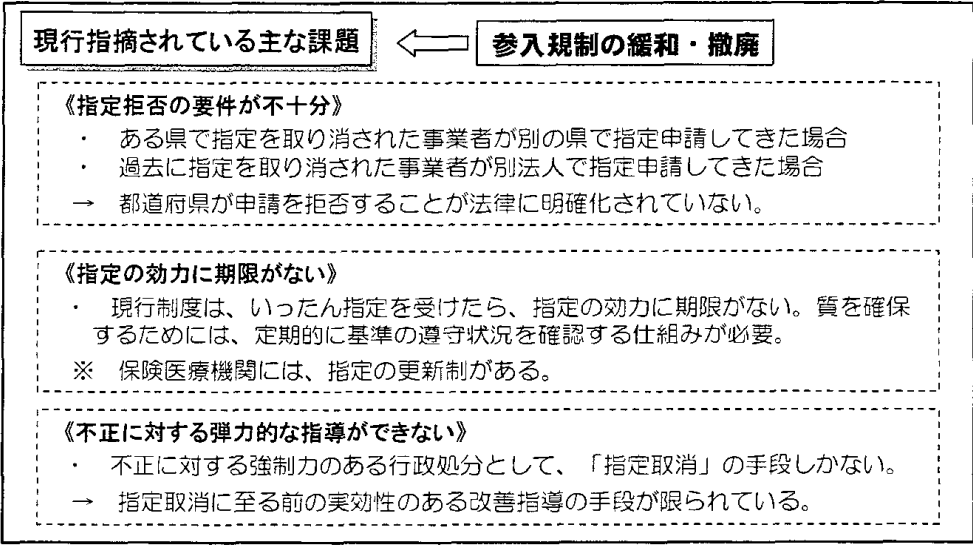
○ 介護サービス情報の公表(情報開示の標準化)

介護保険のサービスが、利用者に適切かつ円滑に選択され、利用されるよう、事業者及び施設に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。



○ 事業者規制の見直し

介護サービスの質を確保するための「事後規制ルール」の確立

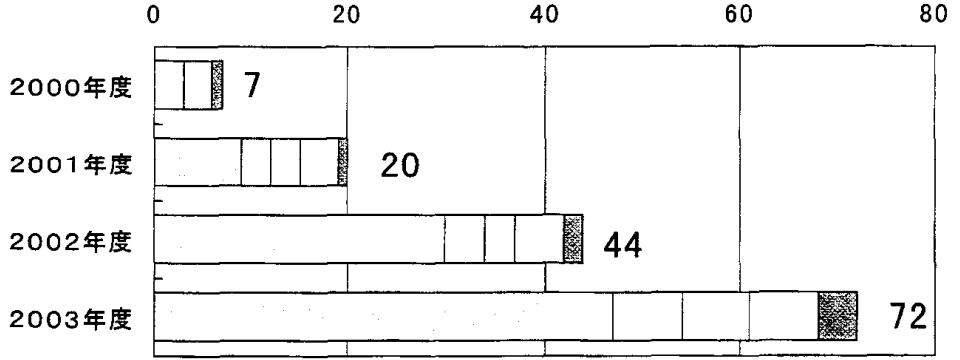


悪質な事業者を制度から排除するための「事後規制ルール」の確立が必要。

事業者規制の見直し案

- 1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加**
サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を図る観点から、
 - ① 指定の欠格事由に、申請者の取消履歴、役員取消履歴、犯罪履歴等を追加
 - ② 過去に指定を取り消されて5年を経っていない場合など一定の場合に該当するときは、指定をしてはならないこととする。
- 2. 指定の更新制の導入**
 - ・ 事業者の指定に有効期間（6年）を設ける。
 - ・ 更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。（現行も新規の指定申請について同様の場合には拒否可能）
- 3. 勧告、命令等の追加**
 - ・ 都道府県、市町村（地域密着型サービス）における改善指導について明確な仕組みとする観点から、事業者に対する、①業務改善勧告、②業務改善命令、③指定の停止命令、④当該処分の公表、の権限を置く。

（参考）指定取消処分を受けた事業者数の推移



株式会社等 医療法人 特定非営利活動法人
 社会福祉法人 個人・企業組合

○ ケアマネジメントの見直し

基本的な考え方： 「ケアマネジメントの徹底」

- ①包括的・継続的マネジメント
- ②ケアマネジメントの公正・中立 を確立

ケアマネジメントをめぐる課題

<ケアマネジメントの現状>

- ・併設事業所が9割を占める
- ・サービス担当者会議の開催が不徹底
- ・主治医との連携が不十分 等

- ・多職種連携・継続的マネジメントが不十分
- ・特定のサービスへの偏り、多い単品プラン
- ・不適正なケアプラン、指定取消がワースト2

<現場のケアマネジャーが抱える悩み>

- ・業務多忙、力量に不安、相談相手がいない
- ・支援困難ケースを抱えてしまう
- ・生活全般の相談・苦情への対応 等

ケアマネジメントの見直しの方向性

<包括的・継続的マネジメントの強化—地域包括支援センター(仮称)の創設>

- ・主治医との連携の強化
- ・在宅と施設、医療と介護の連携の強化
- ・支援困難事例への対応の強化 等

<ケアマネジャーの資質・専門性の向上>

- ・研修の義務化・体系化、主任ケアマネジャー(仮称)の創設
- ・ケアマネジャーの更新制、二重指定制の導入
- ・不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等

<独立性・中立性の確保>

- ・担当件数の見直し
- ・ケアマネジメントプロセスに応じた報酬体系
- ・独立性の評価(マネジメントとサービスの分離)・基準/報酬の見直し 等

「包括的・継続的マネジメント」の強化 → 「地域包括ケア」の確立

基本的な考え方:

- 高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにするためには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅—施設の連携など、利用者一人一人について、主治医やケアマネジャー等様々な職種が連携し、継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的マネジメント」の確立が極めて重要。
- 主治医との連携、在宅—施設の連携などを確実に実施できるケアマネジメントの体制を整備。

- 主治医との連携の強化
 - ・ケアカンファレンスの徹底、実施状況の定期的なチェック
 - ・ケアカンファレンスを実施しないケアマネジャーに対する指導強化
 - ・地域レベルでの連携の強化
 - ・地域包括支援センターによる支援 等
- 施設と在宅の連携の強化
 - ・退所/退院前カンファレンス
 - ・施設入所者への継続的マネジメント
- 支援困難事例への対応強化
 - ・ケアカンファレンスの実施の支援
 - ・主任ケアマネジャー(仮称)の養成 等

地域包括支援センター(仮称)の創設

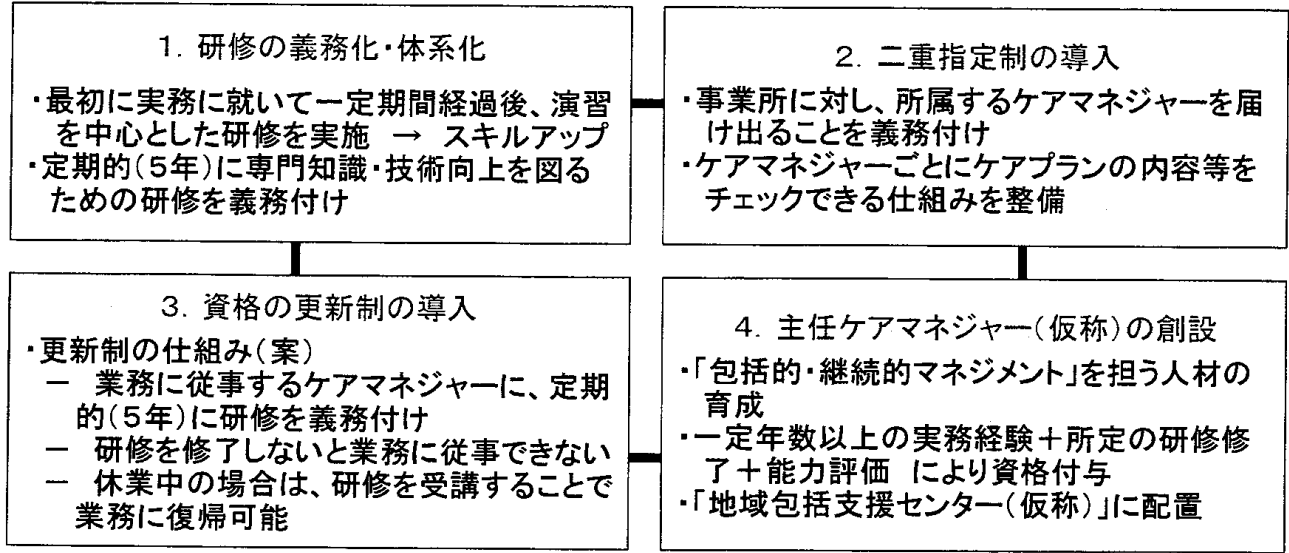
- ・ケアマネジャーの支援体制の整備
- ・多職種連携、主治医との連携の支援
- ・地域でのケアマネジャーのネットワークの構築
- ・主任ケアマネジャー(仮称)を配置

ケアカンファレンスの徹底/ケアマネジャーの支援/ネットワーク化

ケアマネジャーの資質・専門性の向上

基本的な考え方：

- 高齢者が住み慣れた地域において最期まで暮らせるよう、主治医とケアマネジャーの連携、在宅－施設の連携など、「包括的・継続的マネジメント」を確立することが極めて重要。
- ケアマネジャーについては、このための資質・専門性の向上を図っていく。

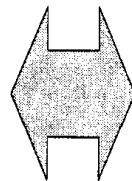


独立性・中立性の確保

基本的な考え方：

- ケアマネジメントの現状として、併設事業所の割合が9割を占め、独立性・中立性の観点から、問題。主治医との連携、サービス担当者会議の開催が十分でないといった問題。
- ケアマネジャー1人当たりの担当件数の見直し等により、主治医との連携、在宅－施設の連携など、包括的・継続的マネジメントを確実に実施できる体制を確立していくことが必要。

- ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数の見直し
 - ・50人→適切なマネジメントを確実に実施できる人数に見直し
- 担当件数の見直しに伴う報酬の見直し、中立・公正性の確保
 - ・多職種連携、ケアマネジメントプロセス(アセスメント、ケアカンファレンスの実施)に応じた報酬体系
 - ・有能なケアマネジャーが評価されるめりはりのある報酬体系
- 独立性の評価・基準/報酬の検討(マネジメントとサービスの分離)
 - ・公正・中立性の徹底
 - ・独立型事業所への評価



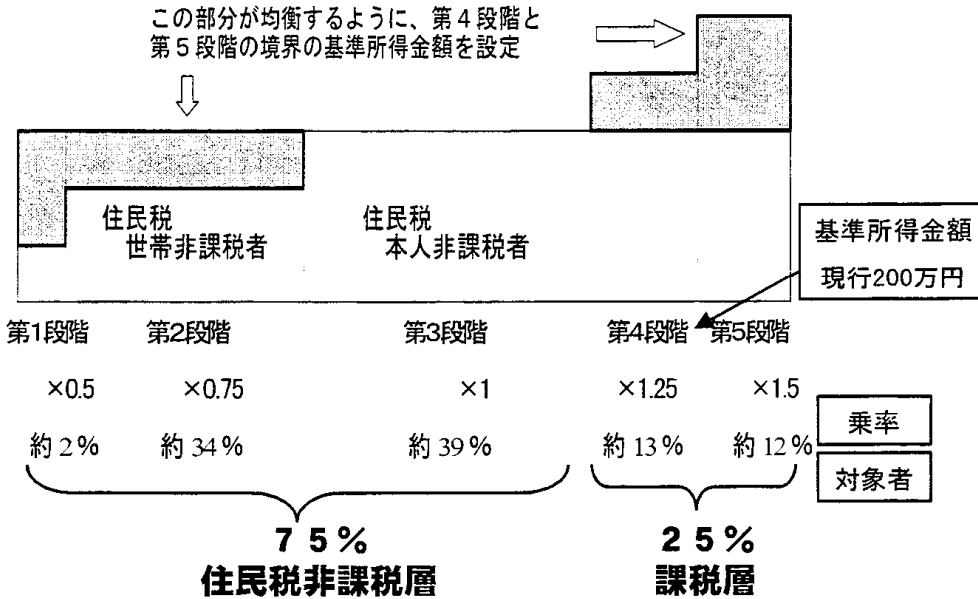
- 不正なケアマネジャー・事業所に対する罰則強化
- ・特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ったプランを作成していること等の軽度な基準違反等に対する都道府県知事による研修受講の義務付け
 - ・ケアマネジャーの名義貸しの禁止(違反は登録取消)
 - ・守秘義務の明確化(違反は登録消除)
 - ・業務の停止命令、勧告 等

※ 基準・報酬のあり方については、18年4月の報酬改定・基準見直しの中で、検討。

負担の在り方・制度運営の見直し

○ 第1号保険料の設定方法の見直し

高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている(5段階ないし6段階)



【見直しの方向性】

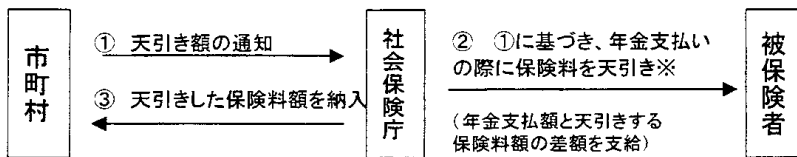
- ・ 現行第2段階の細分化 (より負担能力の低い層への配慮)
- ・ より弾力的な保険料段階設定 (課税層の多段階設定)

- 乗率変更保険者数 : 249保険者
- 基準所得金額変更保険者数 : 35保険者
- 6段階制導入保険者数 : 230保険者

○ 介護保険料の特別徴収

概要

一定額以上の年金受給者に対し、年金支払の際に介護保険料を源泉徴収する。



※ 年度の上半期は、前年度下半期の額を暫定的に天引き(仮徴収)

【見直しの方向性】

(市町村から要望多数)

- ・ 特別徴収対象範囲を遺族年金・障害年金へ拡大 (対象者の増加)
- ・ 特別徴収対象者の捕捉回数を拡大 (より早期に特別徴収対象となるよう事務の見直し)

対象年金

- ・ 老齢基礎年金
- ・ 旧法の老齢年金・退職年金

対象者数(平成14年4月時点)

- ・ 約1,985万人(全体2,331万人)
- ・ 1号被保険者の約85%

介護保険料の収納率

- ・ 平成12年度: 98.7%
- ・ 平成13年度: 98.6%
- ・ 平成14年度: 98.4% (収納率100%保険者168)

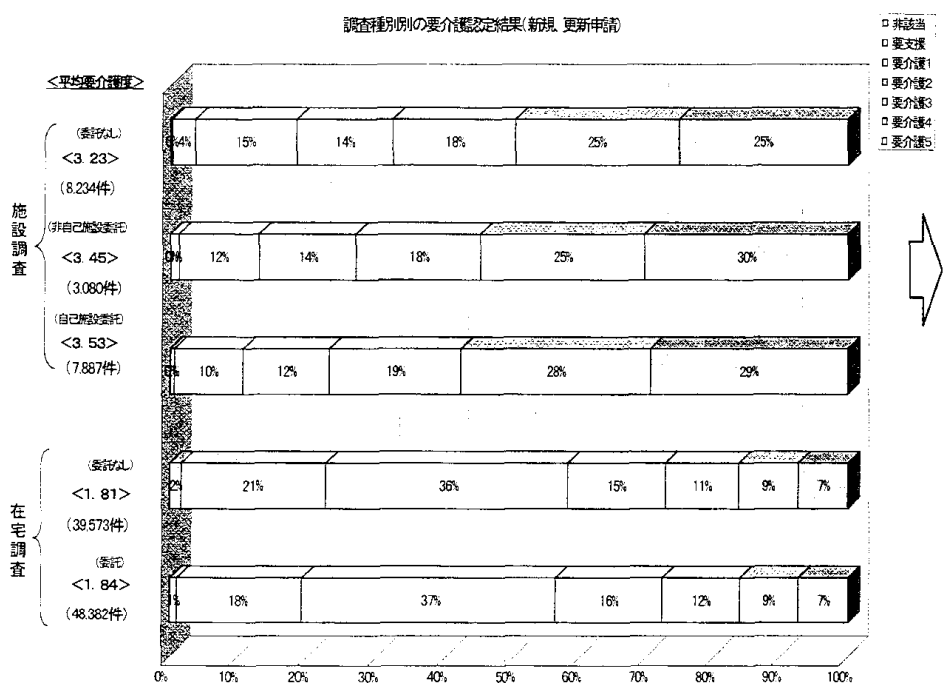
○ 要介護認定の見直し

- 現行制度においては、市町村は指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に、認定調査を委託することができることとなっており、新規申請の約5割、更新申請の約6割が委託となっている。
- 委託による調査は、認定調査員研修を終了した介護支援専門員等が行うこととなっている。
- 認定結果（平均要介護度）について、認定調査の委託を行った場合とそうでない場合を比較すると、施設の場合には、委託を行った方が平均要介護度が高くなる傾向が見られる。

【認定調査の委託率】

- ・ 新規申請・・・46%
- ・ 更新申請・・・59%

【調査種別毎の要介護認定結果（新規、更新申請）】

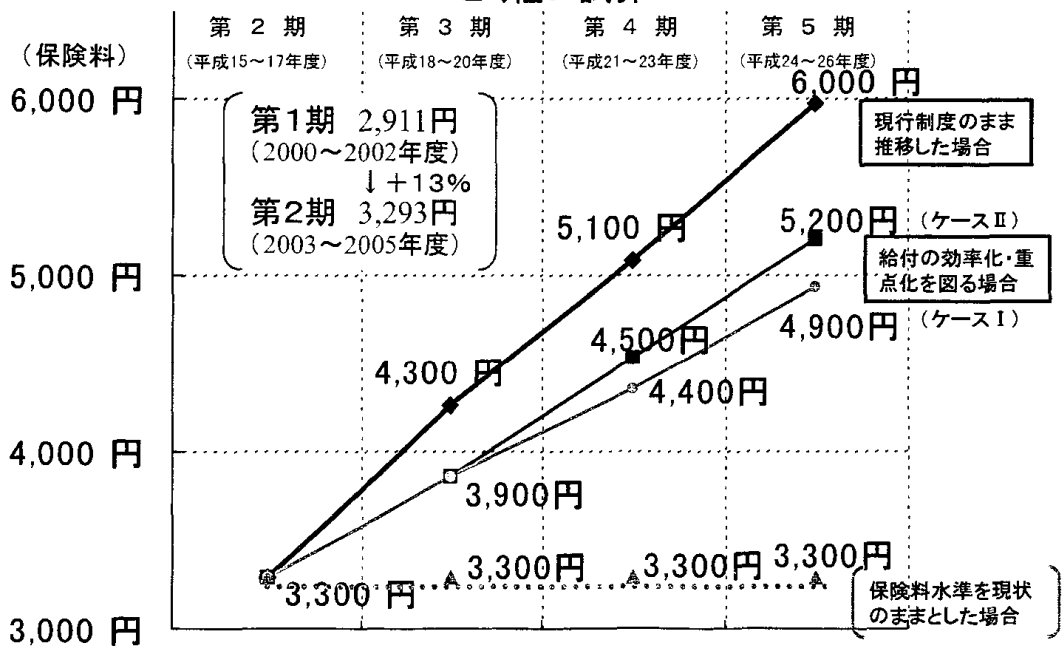


【見直しの方向性】

- ・ 申請代行の見直し
- ・ 委託調査の見直し(新規認定について市町村実施の原則を徹底)

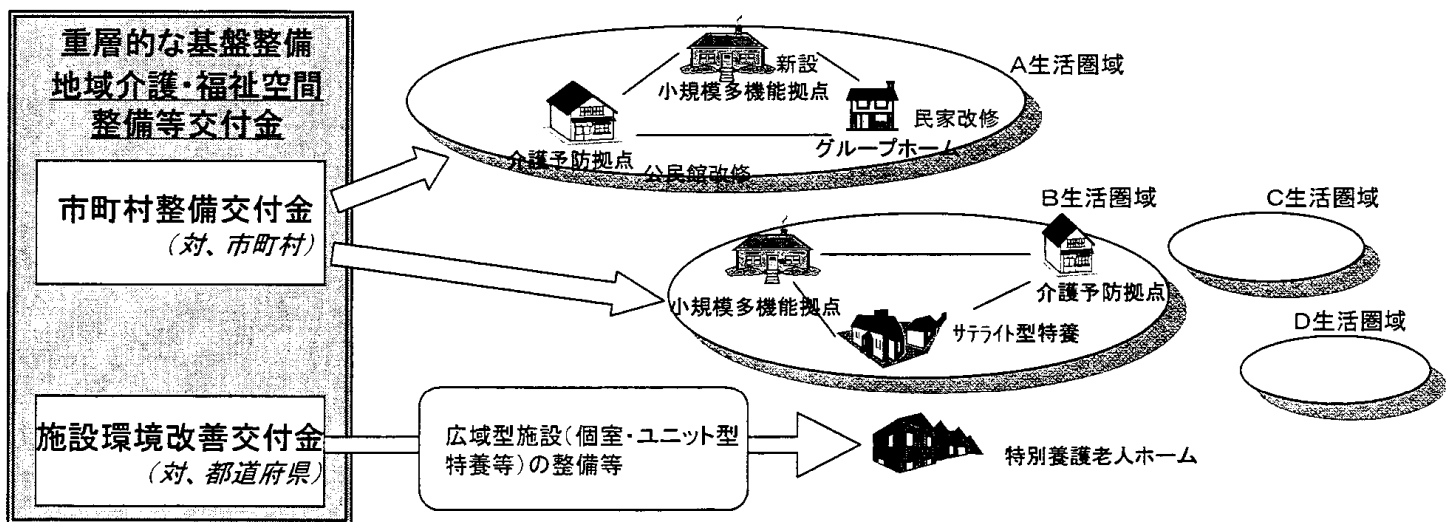
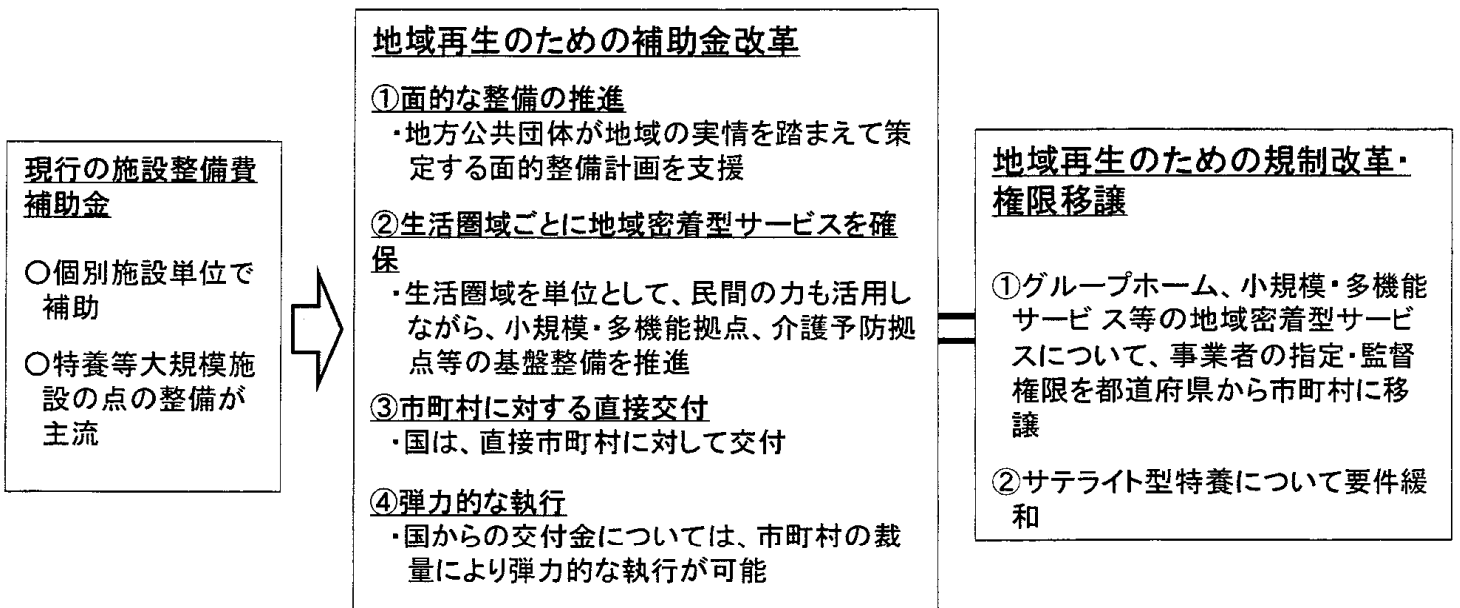
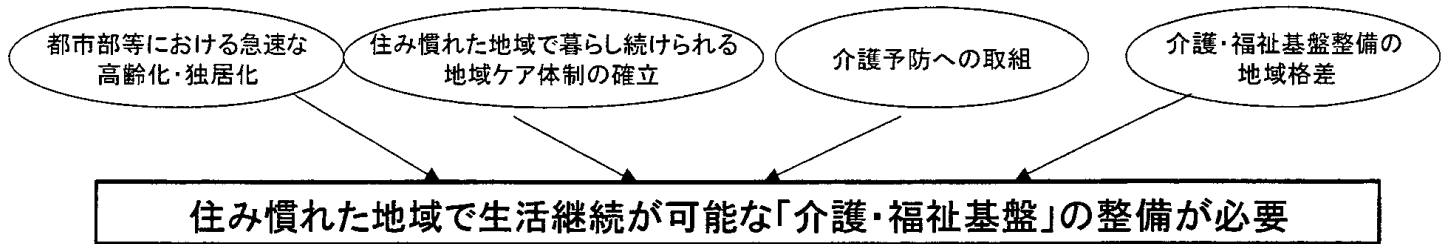
(老人保健課調べ)

(参考) 第1号保険料(全国平均・各期平均1人当たり月額)の見直し —ごく粗い試算—

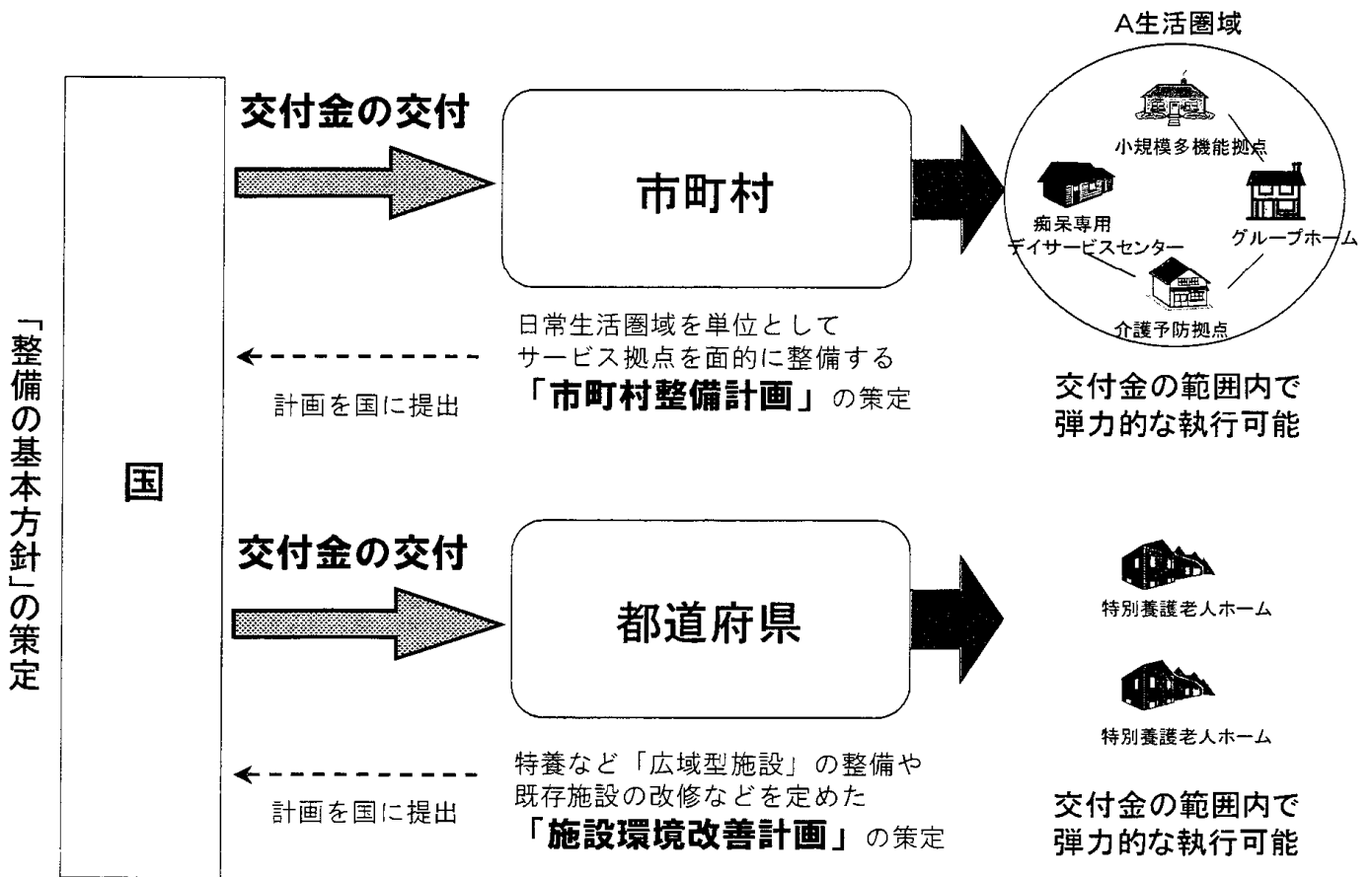


介護サービス基盤の在り方の見直し

○ 地域再生のための新たな介護・福祉基盤の整備



○ 地域介護・福祉空間整備等交付金の仕組み



○ 対象となる事業

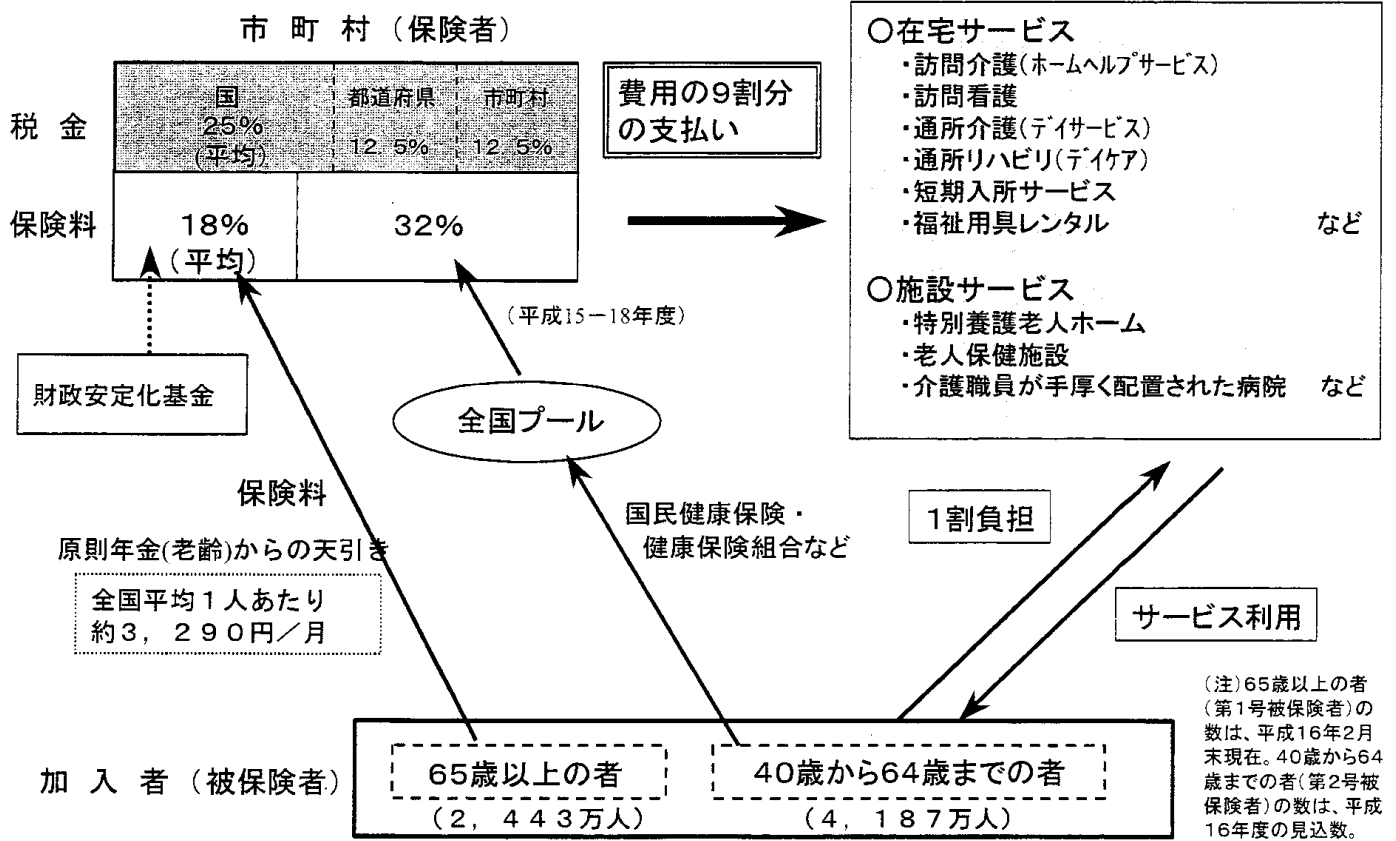
市町村整備交付金（市町村対象）

- 地域密着型サービス拠点
- 介護予防拠点
- 地域包括支援センター
- など

施設環境改善交付金（都道府県対象）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 養護老人ホーム
- など

(参考) 現行介護保険制度の仕組み



介護保険の利用手続き

